

いわて医療情報連携・遠隔医療システム運用管理規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本規約は、岩手医科大学（以下「本学」という）が、文部科学省補助金「大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業」の検証事業（以下「本事業」という）を実施するための「いわて医療情報連携・遠隔医療システム」（以下「本システム」という）の運用及び管理について必要な事項を定める。

(本事業の目的)

第2条 地形による医療格差が生じやすい岩手県、特に東日本大震災による被災地において、ICT(Information and Communication Technology)活用によって地域医療再生に貢献すると共に、遠隔医療に対応できる情報システムの開発、検証を行う。

(適用範囲)

第3条 本規約は、連携医療機関、本システムの利用者、本システムに含まれる機器、本システムに接続する機器及び本システムで取り扱う全ての情報に適用する。

(用語の定義)

第4条 本規約において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「連携医療機関」 別途締結する契約に基づき本事業に参加する医療機関をいう。
- (2) 「利用者」 本システムを利用する者をいう。
- (3) 「患者情報」 患者に関する基本属性情報、診断情報、治療情報、フォローアップ情報をいう。
- (4) 「第三者提供」 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で定める個人情報取扱事業者である医療機関が、自ら保有する患者情報を他の医療機関等に提供することをいう。

(本システムの構成)

第5条 本システムは、下記の要素で構成される。

- (1) 本学の医療情報連携リポジトリ
- (2) テレカンファランスシステム
- (3) 連携医療機関を接続する情報通信ネットワーク（回線等）

(医療情報連携の形態)

第6条 連携医療機関相互の医療情報連携の形態は、連携医療機関が患者情報をオンラインで直接伝送する第三者提供の方法により行うものとする。

2 前項の患者情報の提供後において、当該患者の担当医師が患者フォローを継続する場合は、必要の都度当該情報を参照する方法により行うものとする。

(関係法令等の遵守)

第7条 本システムの運用にあたっては、関係法令及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4.2版」（平成25年10月10日付け政社発1010第1号厚生労働省政策統括官（社会保障担当）通知）が遵守されなければならない。

第2章 事業の実施

(事業統括責任者・事業副統括責任者)

第8条 本事業を円滑に推進するため、事業統括責任者及び事業副統括責任者を置く。

2 事業統括責任者は医学部長を、事業副統括責任者は災害時地域医療支援教育センター長をもって充てる。

3 事業統括責任者は、本事業を統括する。

4 事業副統括責任者は、事業統括責任者を補佐し、事業統括責任者に事故あるときはその職務を代行する。

(事業実施責任者)

第9条 事業実施責任者は、災害時地域医療支援教育センター地域医療情報連携担当教授を

もって充てる。

2 事業実施責任者は、遠隔医療システムの試験的導入により、短期及び長期的な医師の不足への有効性について検証し、適切な運用方法を検討するものとする。

(実施要領)

第10条 本事業は、別に定める「テレカンファレンスシステムを用いた症例コンサルテーション実施要領」及び「医療情報連携リポジトリを用いた患者紹介実施要領」に基づき実施するものとする。

第3章 システムの管理

(情報管理責任者)

第11条 連携医療機関の長は、情報管理責任者となる。

2 情報管理責任者は、本システムの安全かつ効率的な運用及び適正な管理を行うとともに、自院の情報管理に責任を負うものとする。

3 情報管理責任者は、本システムが取り扱う全ての情報及び自院の利用者の最終的な管理責任を負う。

4 情報管理責任者は、本システムにより行う連携医療機関相互の情報の交換に関するリスク分析を行い、安全に運用されるように技術的及び運用上の対策を講じるものとする。

5 情報管理責任者は、本システムに異常を認めた場合は、直ちに事業実施責任者に報告するものとする。

6 情報管理責任者は、本システムの安全かつ適正な運用管理のため、本システムの供用を制限又は禁止することができる。

7 情報管理責任者は、本システム利用者とその所属医療機関及び職務の属性に応じて、情報の登録、変更及び閲覧の権限を付与する。

第4章 システムの運営

(利用者の責務)

第12条 利用者は、本システムの安全かつ適正な利用に努め、情報の保護が確保されるよう利用しなければならない。

2 利用者は、本システムを通じて入手した患者情報等について、医療法その他の関連法令を遵守して取り扱うものとし、患者の診療又は説明目的で利用し若しくは閲覧する以外は複製・提供してはならない。

3 利用者は、自己の利用者ID及びパスワードを自らの責任で管理し、自己以外の者に利用させてはならない。

4 利用者は、本システムを利用するときは、情報管理責任者の指示に従わなければならない。

5 利用者は、本システム上に記録される利用記録が、事業実施責任者により閲覧されることを妨げてはならない。

6 利用者は、本システムを利用しようとするときは、あらかじめ所属する機関の長の承認を得なければならない。

(利用者権限の失効)

第13条 情報管理責任者は、本規約に違反する行為が認められた場合、利用者の権限につき停止等の措置を講ずることができる。

(システムの停止等)

第14条 情報管理責任者は、必要に応じて、本システムを停止することができる。

2 前項の規定により停止する場合は、利用者に対して事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合等はこの限りでない。

(本システムの保守)

第15条 本システムの保守は、本事業の期間中、本学が行うものとする。

2 連携医療機関は、本事業の期間中、本学が提供する機器、通信回線等を無料で利用でき

るものとする。

第5章 情報の取り扱い

(患者情報の管理)

第16条 患者情報は、各連携医療機関の個人情報管理規程等に準拠して取扱うものとする。

(ネットワークセキュリティ)

第17条 連携医療機関による本システムへの接続は、専用VPN回線又はインターネットVPNで接続するものとする。

第6章 その他

(疑義の解決)

第18条 本規約に定めのない事情が生じた場合又は本規約について疑義が生じた場合は、連携医療機関相互が協議して定めるものとする。

(規約の改廃)

第19条 本規約の改廃は、連携医療機関で協議のうえ、災害時地域医療支援教育センター運営委員会の議を経て事業統括責任者がこれを行う。

附則

本規約は、平成26年1月6日から施行する。

附則

本規約は、平成26年11月1日から施行する。